

住民課からのお知らせ

各種受給者証・認定証の有効期限は、7月31日です。
更新手続きが必要ですので、お忘れなく！

■問い合わせ 吉備庁舎住民課 保険年金班 ☎52-2111

『ひとり親家庭医療費受給者証』
『重度心身障害児(者)医療費受給者証』
の更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は、7月31日で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、次のものをご持参のうえ、更新手続きにお越しください。

なお、該当される方には、事前に案内と申請書用紙をお送りします。

①申請書：必要事項の記入・押印を忘れずにお願います

②加入している健康保険証：対象となる方全員分をお持ちください

③現在お持ちの受給者証

国民健康保険の各種医療認定証の更新申請手続きについて

有効期限が7月31日になっている、左記の認定証は、それぞれ更新手続きが必要ですので、認印と保険証をご持参のうえ、7月25日以降に申請にお越しください。

所得の変動や、世帯構成の変更等で7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していなくても8月以降該当になる場合もあります。くわしくは上記担当課までお問い合わせください。

○『国民健康保険限度額適用認定証』：70

歳未満で町県民税が課税されている世帯の方

○『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』：町県民税非課税世帯の75

歳未満の方

国民健康保険高年齢受給者証を
お持ちの方へ

○『国民健康保険高年齢受給者証』の更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高年齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい「高年齢受給者証」を郵送交付します。8月からは必ずこの新しい「高年齢受給者証」をお使いください。

二部負担金の割合

70歳から、医療機関等でお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割（誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」となります。

一部負担金の割合は法律で「2割」と定められていますが、平成26年3月31日までこれを「1割」にする特例措置がありました。このたび、この措置の見直しが行われ、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は70歳になられる際に「2割」、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」となります。



『老人医療費受給者証』の
更新手続きについて

満67歳以上70歳未満の方で、収入や資産の保有状況等の受給要件として次の①～⑤のすべてを満たす方を対象にした医療制度です。所得が毎年変動することから、毎年更新申請が必要で

なお、該当されると思われる方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印をご持参のうえ、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。

【受給要件】

- ①世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること。（遺族年金、障害年金等あらゆる収入を含む）
 - 1人↓100万円
 - 2人↓140万円
 - 3人↓180万円（以下1人増えるごとに40万円加算）
- ③預貯金・国債・株式等が350万円×世帯人数以下であること。
- ④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林等直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
- ⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。